

更生保護学の展開に関する論考

更生保護における
システムズ・アプローチの展開

福島大学大学院人間発達文化研究科 教授 生島 浩

(要約)

更生保護におけるシステムズ・アプローチについて、保護観察官及び犯罪・非行臨床、家族臨床を講じる大学院教員としての臨床経験をもとに論じた。まず、保護観察官-保護司の協働態勢をシステムズ・アプローチの観点から「協働治療論」として説き明かしを試みた。また、保護観察臨床の現場において、その公的機関が持つ権能や階層性などを活かして、治療システムに組み込んだ実践例を紹介した。さらに、大学教員となつてからの個別の本人及び家族面接、グループワークとしての家族教室、家庭訪問によるアウトリーチなどをシステミックに編成したケースマネジメントの事例を報告した。実証的に支持された処遇となるためには、保護観察官の的確かつ厳格なスーパービジョンのもとでの保護司との協働態勢が不可欠である。福祉等他の専門職との連携を行うケースマネジメント能力向上のためにも、日本更生保護学会が果たす役割が大きいことを主張した。

キーワード：更生保護，システムズ・アプローチ，家族臨床，ケースマネジメント

① はじめに

『更生保護学研究』創刊号に拙論が掲載されること、大袈裟ではなく、夢のようである。22年間保護観察官などを勤め、そのアイデンティティが未完のまま大学教員となつて12年、本学会設立の契機となつた、2011(平成23)年に神戸で開催された「国際犯罪学会第16回世界大会」の準備から全力で取り組んできたが、それは自らの存在証明の過程であつた。

「なぜ、これまで更生保護に特化した学会が組織されてこなかったのか」と問われることが多い。専門職制の確立が遅れたことが要因であろうが、2005(平成17)年の医療観察制

度の施行により社会復帰調整官という専門職が配置されたことを契機として、ようやく、2012(平成24)年から保護観察官試験が始まつたのである。もちろん、性犯罪等に関する専門的処遇プログラムの実施はもとより、福祉との制度・機能連携が強調され、社会福祉士との協働が日常業務となつたことも大きな力になったことは間違いない。

本学会の職能集団でもある、その設立基盤の確立が急務である。確かに、非行・犯罪に陥る道筋と立ち直りに至るそれとは重ならない、よつて、その手立ても同じではないという簡明な経験事実がある。精神障害のある

クライアントを対象とする精神保健観察を含めた「更生保護学」の存在意義を主張するためには、固有の理論と技法が不可欠であることを実証し、それを創生するための道筋をつける多様な議論が必要である。本稿では、筆者の拠って立つ家族臨床を中核とするシステムズ・アプローチの実践知を論述し、更生保護学という専門領域確立の一助となれば幸いである。

② システムズ・アプローチの観点

まず、日本の更生保護の特質である保護観察官と保護司との協働態勢について、システムズ・アプローチの観点から「協働治療論」を試みた(生島, 1988)。複数の同格の治療者による〈共同治療〉ではなく、組織上の位置や役割が異なる複数の治療者がチームを作る〈協働治療〉であると、対象者・保護者・保護司・保護観察官の合同面接の意義を明確化した。利点としては、1) 叱り役と弁護役、指示的役割と受容的役割というようにチームワークを組めること、2) 男女の組み合わせであれば好ましい両親像を、年齢差がある組み合わせであれば望ましい親子像をモデルとして眼前で示すことができること、3) 保護観察官による保護司へのライブ・スーパービジョン(面接場面での指導助言)の場となることの3つを挙げた。主な技法としては、1) 相反する、例えば、少年が親許を出てアパートを借りようとするときに自立を応援するメッセージと不良交遊や生活の乱れを心配するメッセージを同時に伝える、2) 家族パターンの写しだし、例えば、保護司が父親役となり本人との葛藤場面を再現し保護観察官が介入して折り合いを

つけるところを母親に学ばせる、などを紹介した。さらに、治療者間の不調和や「保護観察官には言わないで欲しい」と保護司に秘密を打ち明けるような、一方を犠牲化するおそれについても言及し、これまで協働態勢を説明するため使われてきた保護観察官・保護司の「厳父・慈母論」を超えた臨床システム論として展開した。

次に、保護観察臨床における処遇システムにシステムズ・アプローチの観点を適用してみた。例えば、観察課長(現在の統括保護観察官)、主任官(保護観察官)、担当者(保護司)からなる処遇者システムと対象者、母親、母方祖母からなる家族システムを例に挙げよう。この処遇者システムと家族システムは、共通の特性や行動パターンが認められ、その機能不全についても「相似」していることが理解される。

事例1 母親が離婚して子どもと実家に帰っている。母親は仕事が忙しいと祖母に子どもの養育を任せているが、思春期を迎えた子どもは言うことを聞かず非行化している。典型的な〈家族連鎖〉は、次のようなものとなる。

- (1) 祖母は、「おまえのお母さんは仕方ないね」と愚痴りながら孫の世話をやいている。祖母と孫との親世代の境界を越えた連合が形成される。
- (2) 母親は価値下げされ、さらに子どもの養育から手を引く。
- (3) 子どもは、祖母の手に負えなくなり、非行化する。
- (4) 祖母は、母親に子どもの面倒を見るべきだと主張する。

- (5) 母親が面倒を見るが、うまくできず、祖母が文句をつける。
- (6) (1)と同じで、祖母が乗り出してきて、母親は無力感を抱き何もしない。
- (7) (3)と同じで、子どもは母親・祖母双方に反抗し、非行化が深まる。

同様の連鎖が、主任官、担当者、対象者という処遇者システムの階層関係にも生じることがある。

- (1) 担当者は、「観察所は保護司任せにして」と不満を持ちながら対象者の指導に当たっている。担当者と対象者との主任官を無視した連合が形成される。
- (2) 主任官に相談しても「仕方ないから」と、担当者は自分のやり方で処遇にあたる。
- (3) 対象者の行状に、担当者は手に負えなくなり、来訪も怠るようになる。
- (4) 主任官の呼び出し面接など積極的関与が求められ、乗り出してくる。
- (5) 主任官は担当件数が多く、指導にも限界があり、事態は改善しない。
- (6) (1)と同じで、主任官は無力感を抱き担当者に指導を任せてしまう。
- (7) (3)と同じで、対象者は保護観察の指導そのものに拒絶的となる。

このような処遇システムの機能不全に対して、俯瞰的な見方により、介入の糸口を見いだすことが、システムズ・アプローチの有力な〈武器〉である。

さらに、保護観察所のシステムに活用することができる。公的機関で働く援助者が大半を占める臨床構造を活かせるアプローチに着

目したものである。非行・犯罪臨床は、カウンセリングやケースワークが重視する「自己決定」を対象者がなし得ない構造を持っている。そのために、処遇者の権力執行者としての側面が、非治療的に働くのではないかと、他領域の臨床家から長く指摘されてきた。この点に関しシステムズ・アプローチは、対象者とその家族に加えて、処遇者やその所属機関を含めた臨床に関わる全体をひとつのシステムとして認識し、その特性を活かす点が特長である。具体例として、出頭指示という機関の「権能」を積極的に用いてバラバラの家族を招集したり、面接場面には参加しない“黒幕”的立場の観察課長を協働治療のスタッフとして組み込んだりする実践例は、保護観察が有している処遇構造の特質を逆手に取ったものである(生島, 1989)。

事例2 保護観察処分となった18歳男子少年。

不就労、不良交遊改善のため、主任官による関係者の合同面接を設定したが、少年院へ収容という段階ではない。

- (1) 対象者から「主任官は色々うるさく言うが、結局何もなくて帰してくれる」と高をくくられるようになることは、担当者的手前したくない。
- (2) 少年院収容をちらつかせながらの叱責は、対象者にしてみれば、「担当者は主任官に何でも言いつける、結局、二人とも俺のことを少年院に入れたがっている」、ひいては、「お母さんから見捨てられた」と受け止めてしまうリスクがある。
- (3) 保護観察が立ち直り支援であること、すなわち、「君のことを真剣に心配している味方なんだよ」というメッセージを対象者、

その家族にも伝えなくてはいけない。

対象者本人は、「これからはまじめになります」と決意を述べるが、「本当になるよう頑張れよ」と励まして帰すだけでは、呼び出し面接の重みを失うことになる。そこで、「上司の判断を仰がなくてはいけない」と途中退室した。20分をかけて打ち合わせた後、観察課長と主任官が一緒に入室し、対象者の決意を担当者がサポートしたのに対して、観察課長が、主任官に「君の判断は甘さが目立つ、厳しい措置が必要だ」と厳しく叱責した。対象者と母親は、「今日、約束したことを守らないと大変なことになるね」と述べ、担当者が引き取る形で帰宅した。その後、アルバイトへの就労が報告され、担当者のもとへの来訪も守られて、保護観察期間が終了した。

本事例は、保護観察官のささやかな工夫という言うべきものだが、内容(コンテキスト)同様に脈絡(コンテクスト)を重視するというシステムズ・アプローチの観点を更生保護臨床に導入し(吉川, 1993)、「保護観察に付されている脈絡」を十分勘案して、保護観察官・保護司の役割の違いなど処遇システムを最大限に活用したものと考えている。それでは、肝心の家族臨床での実践を紹介したい。

③ 家族臨床における

システムズ・アプローチの実践

保護観察所では、少年院・刑務所からの仮釈放に備えて施設収容中から継続して行う〈生活環境の調整〉が重要な職務となっている。その実践研究の歴史を振り返ると、1960年代に入り、アメリカのファミリー・ケースワークをモデルとして、法務総合研究所によ

り保護観察少年及びその家族に対する試みが特筆に値する(仙田・芥, 1970)。システム論に基づく家族療法は、1980年代から臨床機関の中で組織的に展開し始めたが、高木(1990)に続いて、筆者(1993)による保護観察官の実践研究が非行臨床の専門書として公刊された。

家族臨床を非行専門機関が組織的に実施する上では、2000(平成12)年に改正された少年法(第25条の2)において、「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとることができ」と明文化されたことの意義が大きい。また、更生保護法、少年院法でも、同様の保護者に対する措置が明記され、非行臨床機関において法的な裏付けが整った。ただし、法的に関わりの期間が限定される非行・犯罪臨床において、他の臨床領域のように家族システムの変化によって、非行・犯罪自体を改善・消失させることを目標とすることは現実的とはいえない。

T・ハーシの「社会的絆理論(social bond theory)」によれば、愛着(attachment)、投資(commitment)、巻き込み(involvement)、規範理念(belief)の4つを「社会的絆」として挙げ、特に家族への情緒的なつながりである愛着に着目している(Hirsch, 1969)。しつけなどの社会化よりも、「悪いことをすれば親が一体何と思うのだろう」、「自分がどこで何をしているかを親は知っているだろうか」といった心理的な側面を重要視している。日本でも、「家族に迷惑をかける」というのが、非行少年・犯罪者にとって再犯抑止の大きな理由であることは、臨床家の常識である。学校生活に加

えて、家族からの〈疎外感〉を経験した非行少年・犯罪者にとって、社会から受け入れられていることを体感する〈居場所感〉の獲得こそが、社会への再統合を図る最重要な因子であることを強調しておきたい。少年院・刑務所を出てきた直後に、保護司宅で接遇されることが、まさに〈居場所感〉のはじまりとなることは間違いない。

個別的な家族面接に加えて、今では更生保護施設で広く実施されているSSTなどの心理教育的アプローチを活用して、筆者も1990年当時勤めていた横浜保護観察所で「家族教室」を同僚スタッフと始めた。保護観察における保護者に対する措置と生活環境の調整を複合的に行うグループワークである。その目的は、非行少年の家族が抱えている不安や問題点などについて自由に話し合う場を提供するとともに、必要な助言などを行うことにより、家族の問題解決技能を高めるものである。取り上げる場面は、「友人から夜遅く誘い出される子どもにどう声をかけるか」、「シンナーの臭いがする子どもにどう問いかけるか」といった緊迫したものであり、「家族が今日帰って使える技能」の習得に努めた。だが、外出先を尋ねるなど子どもとわずかでも話をする機会が現実にはほとんどないことから、宿題を持ち帰るなどの方法には修正が必要であった(生島, 2003)。

「家族教室」は、子どもが少年院に收容されている引受人に対する「保護者会」といった形のものも含めて、保護観察所にとどまらず、家庭裁判所や少年院で実施されるようになった。筆者も大学教員へ転出した後も、福島保護観察所でファシリテーター役を務めて継続

的に実施している。SST部分は残しているが、まずは家族の心労・苦衷を受け止めて、「友だちを悪く言わない」といった心理教育的助言、同じ悩みを持つ家族が集いエンパワーメントされる自助グループ的機能が大きくなっている。家族自身の居場所感を高めるアプローチと評価できるであろう。

さらに、筆者は、非行少年の本質を自他の境界の不明確化さ、自己から他者への視点の移動・拡大による社会化の未発達として捉えて、臨床場面として合同家族面接を設定し、〈きちんとガタガタする経験〉を持たせることを主眼とした処遇モデルを提唱している(生島他, 2011)。「本人からすれば…」 「親からすれば…」と立場が異なると考えも感じ方もこんなに違うという葛藤体験を重視し、それを回避するのではなく、直面化させることを目的とした家族臨床である。例えば、夜遊びしている子どもから、「カネ、ウルセエ、死ね」と言われた挙句、「迎えに来い」との暴言に感じてしまう親が少なくない。「常識的に対応しなさい」と冷静に諫めつつ、精神的に疲弊している親への〈栄養ドリンク〉のような心理的支援が必要である。また、葛藤場面により対処方法が異なるのはいうまでもないが、通底するものは、「自分は自分、ひとはひと」という自他の境界、「うちはウチ、よそはヨソ」や家庭内外の境界の認識を子どもに植え付け、その親にも繰り返して教示することである。「諸事情を勘案する」というコンテクストを読む力を重視し、境界概念を駆使して常識という〈枠〉を教示する家族療法は大変有用である(生島, 2008/2009)。

④ 実証的に支持された

システムズ・アプローチ

システムズ・アプローチの基本は、全体的・俯瞰的・統合的理解であり、家族システムは個人システム同様、内外の多くのシステムと関わりを持つ〈開放システム〉である(遊佐, 1984)。つまり、子どもの非行化という個人システムの問題は、〈子どものパーソナリティの歪み〉という個人システム内の事象でも、〈母子関係の癒着〉という家族システム内の事象でも、さらには、学校からの落ちこぼれを生み出す〈格差社会〉という社会システム内にとどまる事象でもない。「すべてのシステムが関与している」というより広いコンテキスト(文脈)から、居場所感の獲得を図る視点がポイントとなる。

このシステムズ・アプローチのなかで、非行臨床において、実証的に支持された処遇として欧米で名高いのが、「マルチシステムミックセラピー (MST)」である(Henggeler, 2009)。社会生態学理論に基づき、家族を中核とする子どもを取り巻く多様なシステムへの介入を図るもので、その特徴は、平均3～5か月、治療チームが地域の家族のもとに出向いて、1日24時間、週7日、直接現場で介入し、毎週ケースカンファレンスを持ちながら、徹底したスーパービジョンによりモデルへの忠実性(adherence)を高めるところにある。

このアプローチは、わが国への導入を考えると、次のような諸点に焦点化されるであろう。

1) 非行少年を取り巻く仲間、学校、近隣の人々など多様なシステムに働きかけるアプローチだが、その中心は家族へ

の介入である。

2) 「介入は家族の責任ある行動が促され、無責任な行動が減るように計画される」、「養育者を励ますことで、複数のシステム内の環境にある家族のニーズを処理できるようにする」など家族援助の基本を採用している。

3) 「仲間との関係を変える」では、音楽バンド・サークルなど地域の社会資源を利用していること、「学校環境における学業面および社会面の能力を促進する」では、スクールカウンセラーへの支援、大学院生による学習支援といった、学校臨床との連携を軸に環境面を重視する生態学的な視点が強調されている。

4) 家族を地域社会の支援と結びつけるため、公的支援と地域社会の非公式の支援を活用する技量が重要であり、少年院や保護観察など非行臨床機関との連携が社会的支援として機能することが重視されている。

少年非行に対する家族支援は、司法・矯正保護の専門機関においてなされるものと、学校はもとよりスクールカウンセラーや教育相談室など教育・心理臨床の立場からなされるものとに大別される。また支援の手法も、個人に対するものと、グループを構成して行うものがある。さらに少年自身の加齢に伴って、中学校から高校へと、臨床現場、あるいは連携機関が変化してくる現実がある。このように、いくつもの機関が、それぞれの手法で独自に少年とその家族に関わっていくことから、支援に携わる処遇者の力が効果的に働く

よう、ケースを俯瞰的に捉えマネジメントしていく存在が必要となる。筆者が大学の教員となって、システムズ・アプローチの観点からケースマネジメントの手法を活用して、統合的に家族支援を実施した事例を紹介したい(A・J・フランケル他, 2006)。

事例3 本人は、中学3年生男子、母子家庭である。通っていた中学校のスクールカウンセラーであった本学大学院の修了生が、筆者にスーパービジョンを求めたことが関わりのきっかけである。X年10月より大学附属の臨床心理・教育相談室にて本人、母親との面接が始まるが、友人らとともに他校生に対して集団で暴行を加えるという傷害事件を起こし、X年12月から少年院送致となった。X+1年5月に仮退院となったが、少年院に入っている間も、大学附属相談室における母親への面接は実施され、本人の仮退院後も母子合同、あるいは母親面接の形で続けられた。

仮退院後の本人は、アルバイトが早々に決まり、少年院で身についたリズムを崩すことなく生活できていた。また高校進学への意欲があり、大学院生が、筆者のスーパービジョンを受けながら訪問相談員(メンタルフレンド)として、毎週自宅を訪問して学習支援を行った。また保護観察所における家族支援の一環として、「家族教室」が筆者から勧められ、母親が継続的に参加している。

地域の音楽バンドに加わるなど立ち直りは順調に思われた本人であるが、X+1年9月に友人らと原動機付自転車の二人乗りおよび無免許運転を行ってしまった。さらにX+1年11月には、アルバイトを辞めてし

まい、そこから生活リズムの乱れが顕著となった。X+2年になり志望していた私立高校の受験に失敗して意気消沈し、高校進学への意欲も低くなりかけたものの、最終的に県立高校の定時制に合格し、メンタルフレンドによるサポートは終了した。その後は、筆者による不安障害を抱える母親への面接が中心となったが、高校は中退したものの建設業が継続している本人については、X+3年目となり保護観察が法定の20歳前に打ち切られる退院という良好措置が検討されている。

本事例は、システムズ・アプローチの観点から、保護観察所というフォーマルな資源と、個人が持つインフォーマルな社会資源を結び付けることにより、スクールカウンセリング・大学の相談室・保護観察所の家族教室・メンタルフレンド活動といったサービスをパッケージとして提供するケースマネジメントの手法を活用した援助実践の一例である。

⑤ おわりに

前述のMSTのようなエビデンスが実証されたアプローチでは、保護観察所などからの外部委託された処遇プログラムということもあり、半年以内で集中的に、保護者からの電話などは昼夜の別なく対応し、処遇者が家庭に出向くアウトリーチの方式で行うことを特徴としている。2012(平成24)年3月にニューヨーク市の非行臨床機関での実地調査も行ったが、わが国への導入・展開を考えれば、保護観察官による厳格なスーパービジョンのもとで、保護司による実践しか実現可能性を見

いだせないことは明らかである。いや、保護司の持つ多彩な経歴・役職など社会資源の活用、同じ地域に居住するメリット、昼夜の即応が可能なことなど、保護司の特性を活かし切る、更生保護固有のエビデンスが明らかとなる処遇プログラムであると確信できた。

それにしても、要となるのは、保護観察官による的確かつ厳格なスーパービジョンである。目下、非行・犯罪臨床の喫緊の課題である発達障害を抱えた対象者の保護観察にしても、詰まるところ、対象者の障害特性をきちんとアセスメントし、再犯リスクの観点からケースマネジメントされた地域生活支援に他ならない。その専門能力向上のために、本学会の寄与するところは大きいものと自負している。

「非行少年・犯罪者を地域社会で受け入れること」を支援するシステムとして、保護司との協働態勢が優れていることに変わりはない。福祉に加えて、精神医療や臨床心理などの専門機関との一層の連携・委託は不可避の流れであり、更生保護システムの立ち直り支援機能を強化するシステムズ・アプローチの実践研究を積み重ねていきたい。

引用・参考文献

- Frankel,A.J. & Sheldon,R.G.(2004) Case Management:An Introduction to Concepts and Skills Second Edition. Lyceum Books(A・J)・フランケル他 野中猛監訳「ケースマネジメントの技術」, 金剛出版,2006)
- Henggeler,S.W. et al.(2009) Multisystemic Therapy of Antisocial Behavior in Children and Adolescents second edition.The Guilford Press, New York(ヘンゲラー他 吉川和男監訳「児童・青年の反社会的行動に対するマルチシステムミックセラピー (MST)」初版(1998), 星和書店, 2008)
- Hirsch,T(1969) Causes of Delinquency,University of California Press,Berkeley,California, (T・ハーシ 森田洋司・清水新二監訳「非行の原因」, 文化書房博文社, 1995)
- 北部大輔・生島浩(2011) 少年非行に対する統合的家族支援の一例, 福島大学心理臨床研究, 第6号, 19-28
- 仙田正夫・芥達郎(1970) ファミリー・ケースワークの研究, 法務総合研究所紀要, 13, 125-158
- 生島浩(1988)協働態勢“臨床論”, 法務省保護局編「新更生保護論集」, 財団法人更生保護協会, 137-157
- 生島浩(1989)「権力」の治療的意味について～治療構造を駆使した治療技法をめざして～, 更生保護と犯罪予防, No.92, 17-39
- 生島浩(1993)「非行少年への対応と援助 —非行臨床実践ガイド—」, 金剛出版
- 生島浩(2003)「非行臨床の焦点」, 金剛出版
- 生島浩(2008)私の家族療法理論 —非行臨床家の立場から, 家族療法研究, 25(2), 126-132
- 生島浩(2009)家族臨床：私の見立て —立ち直りの手立てとしての家族, 家族療法研究, 26(3), 266-270
- 生島浩(2011)非行臨床モデルの意義と課題, 生島浩・岡本吉生・廣井亮一「非行臨床の新潮流」, 金剛出版, 135-147
- 高木俊彦(1990)非行少年の家族療法, 岡堂哲雄編「講座心理療法の実践3 非行の心理臨床」, 福村出版, 115-134
- 吉川悟(1993)「家族療法 —システムズアプローチの〈もの見方〉—」, ミネルヴァ書房
- 遊佐安一郎(1984)「家族療法入門 —システムズ・アプローチの理論と実際」, 星和書店

Practical Study of Systems Approach for Offenders Rehabilitation

Hiroshi Shojima

Graduate School of Human Development & Culture, Fukushima University

Based on the author's clinical experiences as a probation officer and a graduate school faculty, whose expertise is in family approach to criminal cases including juveniles' delinquency, this paper discusses how systems approach can be applied for an effective offenders rehabilitation program. First, the paper introduces several approaches that utilize structural advantages of the probation system, which lies in unique collaboration between volunteer and professional probation officers. Next, the paper reports on examples of case managements that systematically incorporated individual and family meetings, group work, and outreach programs including home visits. In conclusion, the paper claims both a necessary improvement of an overall ability of case managements and an important role for the Japanese Association of Offenders Rehabilitation to take, so that effectiveness of the offenders rehabilitation program will be empirically supported.

Keywords : Offenders Rehabilitation, Systems Approach, Family Therapy, Case Management